

香川県よろず支援拠点コーディネーター公募要領

公益財団法人かがわ産業支援財団

公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）では、令和7年度「**中小企業支援事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）**（以下「よろず支援拠点事業」という。）」の実施に当たり、香川県よろず支援拠点コーディネーターを募集します。

1 よろず支援拠点の概要

経済産業省中小企業庁が各都道府県に1か所設置する無料の経営相談所で、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業等」という。）の経営支援体制をさらに強化するため、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の課題に応じた適切な「チームの編成を通じた支援」、③「的確な支援機関等の紹介」等の機能を有しています。

本県では、平成26年6月から、財団に「香川県よろず支援拠点」を開設しています。

2 コーディネーターの種別及び枠について

募集するコーディネーターは一般コーディネーターであり、その枠については次のとおりです。

① 販路開拓担当枠

- ・販路開拓・マーケティング・商品開発行うコーディネーターであって、自ら起業し、企業経営者としての経験やノウハウを生かした経営アドバイスが可能な者であること。
- ・食品表示に関して、専門的知識を有する人

② デザイン担当枠

- ・商品・店舗・販促物・WEB等のデザインに関して、専門的知識を有する人
- ・デザインソフトを使いこなせるスキルを有する人
- ・ターゲット層のニーズやトレンドを把握する市場調査能力を持っており、売れる商品デザイン等について具体的アドバイスができること。
- ・商品の販売戦略・WEB戦略を理解し、デザインに活かす具体的なアドバイスができること。
- ・上記以外で必要と認められる専門的知識を有する人

③ 税理士枠

- ・資格保有者に限る。
- ・複数のクラウド会計ソフトに関して知識を有する人

④ 弁護士枠

- ・資格保有者に限る。
- ・香川県弁護士会に登録している人
- ・企業法務に知見のある人

3 応募資格・条件等

(1) 次の内容に全て該当すること（必須）。

- ・中小企業等の事業や経営実態に精通し、コミュニケーション力に優れ、中小企業等を支援する熱意、スキル、行動力があり、事業者からの経営相談について、課題を洗い出し、具体的なアドバイスが出来る能力を有すること。
- ・助け合う気持ちを持ち、他コーディネーターや財団職員等と協力して業務に取り組むことが出来ること。
- ・パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）、インターネット（電子メール、インターネット検索等）を活用した資料作成、報告業務ができること。

- ・普通自動車運転免許及び自家用車を有し、県内及び近県の企業訪問等を自ら行えること。
- ・心身ともに健康なこと。

4 業務内容

チーフコーディネーターの指示に従い、香川県よろず支援拠点に来訪する中小企業等の経営課題を分析し、課題解決に向けた専門性の高い経営アドバイスを行います。また、地域の他の支援機関との連携にも取り組みます。加えて、よろず支援拠点全国本部が行う香川県よろず支援拠点の年度評価に資するため、個別に設定された各種目標件数達成に向けた活動及び支援の成果事例の報告も行います。具体的には次のような内容となります。

- ①よろず支援拠点等に来訪する事業者の課題解決に向けた相談対応・提案
 - ②来訪だけでは課題解決が難しい事業者への訪問、メール、電話、WEBによる相談対応
 - ③金融機関及び商工会・商工会議所等の支援機関と連携した出張相談等において、金融機関の各店舗や地域の支援機関に出向き、設置された窓口での相談対応
 - ④相談状況に応じた他コーディネーター及び他の支援機関との連携
 - ⑤事業者に対する伴走型の相談対応による課題解決及びそのフォローアップ
 - ⑥自身で企画するセミナーや勉強会の実施、SNS等による拠点のPR
 - ⑦新規相談者の掘り起こし
 - ⑧成果のあった支援事例の定期的な報告又は発表
 - ⑨相談内容の相談記録システムへの入力及び日報、旅費精算にかかる資料の作成・提出（提出期限厳守）
 - ⑩その他、本事業に係る付帯業務・事務作業等
- ※別紙、令和7年度よろず支援拠点の評価方針もご参照ください。

5 募集人数

2に記載のすべての種別枠について各1名

6 委嘱条件

(1) 業務場所

- ・公益財団法人かがわ産業支援財団 香川県よろず支援拠点本部【主たる場所】
(高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階)
- ・Setouchi-i-Base常設サテライト
(高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟4・5階 情報通信交流館内)
- ・中西讃マルタス常設サテライト
(丸亀市大手町二丁目4-11 丸亀市市民交流活動センター(マルタス1階))
- ・県内サテライト5か所【月に各数回程度、該当者のみ】
(東かがわ市、小豆島町、三豊市、まんのう町、観音寺市)
- ・県内の金融機関、市役所、町役場、商工会議所、商工会等【不定期、該当者のみ】

(2) 業務期間（委嘱期間）

令和7年7月1日～令和8年3月31日

業務実績等により更新あり。ただし、国の予算状況等により更新しない場合もあります。

(3) 業務日数

2 ①、②は、週1日

③、④は、週0.5日（月2日）

出勤日数については別途、個別に調整します。

(4) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（うち、休憩時間60分）

ただし、Setouchi-i-Base常設サテライトは、午前10時から午後6時45分まで（うち、休憩時間60分）

(5) 報酬等

日額25,000円（消費税及び地方消費税別）

委嘱後1年間。2年目（R8.4.1～R9.3.31）からは、日額30,000円とします。

業務時間が半日（4時間以上7時間45分未満）の場合は、日額の半額を支給します。

業務に伴う旅費は、別途規定により支給します。

社会保険の付保、年次有給休暇、福利厚生等はありません。

支払日：翌月21日（ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日とする。）

7 選考

(1) 選考方法

選考委員による個別面接を行い、採否を決定します。面接日は別途連絡します。応募者多数の場合は書類選考を行い、その合格者のみに面接審査を行う場合があります。

(2) 選考基準

コーディネーターの選考は、実務に必要な専門知識、職務経験、能力等の要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で総合的に判断します。

8 応募要領

(1) 公募期間等のスケジュール

- ・公募開始 令和7年5月15日（木）
- ・公募期限 令和7年5月29日（木）午後5時必着
- ・面接 令和7年6月中旬頃（予定）
※ 面接の日時及び会場等詳細については、該当者のみに通知します。
- ・審査結果の連絡 令和5年6月末頃（予定）

(2) 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに **10 応募及び問合せ先** へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「香川県よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱書きしてください。提出書類は日本語で作成の上、A4判片面印刷で作成してください。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしませんので、あらかじめご了承ください。

（提出書類と提出部数）

- ・香川県よろず支援拠点コーディネーター応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・ 1部
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・保有する資格の証明書（写し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※様式は、財団ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kagawa-isf.jp/>

(3) 審査結果の通知

採択及び不採択の結果については、書面で通知します。採択及び不採択の理由等については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

9 注意事項

- (1) 応募及び選考に係る費用は、自己負担となります。
- (2) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。

- (3) コーディネーターとして委嘱された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- (4) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として、支援を受けた中小企業等に帰属します。
- (5) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委嘱期間終了後も同様とします。
- (6) 委嘱後は、原則、自らの事業として現に有料で業務を行っている事業者について、よろず支援拠点事業として自ら対応することは認めません。また、よろず支援拠点事業として自ら対応した事業者について、委嘱期間中に自らの事業として有料で業務を行うことも認めません。その他、実施機関の定める遵守事項に従っていただきます。
- (7) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときには、採択及び委嘱を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります（下記の心身に著しい障害があることで取り消した場合を除く。）。
- ・本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - ・財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - ・法令等に違反する行為を行った場合
 - ・社会的信用を失墜する行為があった場合
 - ・チーフコーディネーター及び財団の指示に従わない場合
 - ・心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
 - ・その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認められる場合

10 応募及び問合せ先

〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
公益財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課
担当：古沢、大野 TEL:087-840-0391 FAX:087-869-3710